

**市文化芸術大会
出場等激励金制度**



文部科学省や文化庁が主催、共催、後援する全国大会などに出場する場合、事前に申請すると市民や市文化団体などに激励金を交付します。
申・問 生涯学習課(6階)
 ☎561-2428、FAX561-2488

**市スポーツ選手
各種大会出場
激励金制度**



市民や市スポーツ協会加盟団体などが、日本スポーツ協会や同協会加盟団体が開催する全国大会などに出場する場合、事前に申請すると、激励金を交付します。詳しくは、お問い合わせください。
申・問 スポーツ推進課(6階)
 ☎561-2432、FAX561-2488

**児童手当を
受給していない人へ**



令和5年度に所得上限超過で却下・消滅、または、現在、児童手当を受給していない人で、令和6年度に所得上限額を下回った場合、改めて児童手当の新規申請が必要です。
申 5月1日(水)~31日(金)(必着)に、直接か郵送で
申・問 子ども家庭・若者課(さわやか保健センター2階)
 ☎561-2364、FAX561-6780

**妊婦健康診査の
公費負担助成額を
拡大します**



妊婦の健康管理の充実や、経済的負担の一層の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担助成額を拡大します。詳細は決まり次第、市ホームページで公開します。
◎ 4月1日(月)~
対 4月1日(月)以降に妊婦健康診査を受診した妊婦で、健診を受診した日に、市に住民登録がある人で母子健康手帳別冊の交付を受けた人
問 子育て相談センター(さわやか保健センター3階)
 ☎561-2331、FAX561-2491

**国民健康保険
人間ドック・組合せドックの費用助成**



特定健康診査の受診に代えて、ドックの費用助成を受けることができます。**必ずドックを受診する前に事前申請の手続きをお願いします。**
●助成額 ①人間ドック検診…費用の2分の1(限度額20,000円)
 ②組合せドック(人間ドック+脳ドック)検診…費用の2分の1(限度額30,000円)
●受診期限 来年2月28日(金)
対 40~74歳(今年度中に40歳になる人を含む)で、国民健康保険税を滞納していない人
他 ・助成は1人につき、年度1回(①か②)で検診結果の提出が必要です
 ・今年度を実施する特定健康診査との併用はできません
 ・後期高齢者医療制度加入者は対象外です
 ・4月は窓口が混み合い、手続きに時間がかかる場合があります
申 11月29日(金)までに、国民健康保険被保険者証、特定健康診査受診券(6月初旬に発送。それまでに手続きする場合は不要)を持って、直接担当課へ
申・問 保険年金課(1階) ☎561-2366、FAX561-2480

ハイ!消費生活相談員です **問**消費生活センター(1階) ☎561-2353 相談時間 9:00~16:30 No.294

ショッピングモールで勧誘された【ウォーターサーバー】



ショッピングモールで声を掛けられウォーターサーバーのレンタル契約をしたつもりが購入契約になっていた。
【事例】
 「ウォーターサーバーを使っていますか?」と声を掛けられ「はい」と答えると「どこかのメーカーを使っていますか?」と聞かれた。ウォーターサーバーが通常の半額でご利用いただけます!」
 「5分ぐらいで話聞いて行ってください!」
 「あら、聞いてみようかしら」
 「えっ?レンタルじゃなくて購入契約になっちゃうの?」
 「キャンセルは7日以内です!キャンセルなら商品代金全額支払ってまいりますよ!」
 「そんな!」
 「キャンセルの電話しなくちゃ!」
 「そんな!」
 「呼び止められて契約した商品は「8日間」ならクーリング・オフができるんだよ!」
 「すぐに消費生活センターに相談してね!」
 「お待たせ!!契約させてもらいます!」
 「それに三十日間はお解約も可能ですよ!」
 「お客様のお宅の場合、一カ月で千五百円もお安くなります!」

【アドバイス】
 ● 契約する前には解約金を含め、契約内容や支払総額などを確認した上で慎重に判断しましょう。
 ● 業者の説明をうのみにして契約書に記入しない(署名など)。
 ● 呼び止められてもその場では契約しない。
 契約で不審なことなどがあれば、契約する前に消費生活センターに相談しましょう。

【問題点】
 ショッピングモールなどの店舗内に設置された特設ブースで業者から勧められるウォーターサーバーが「お得で良さそう」に思えて、業者のペースに引き込まれ、契約してしまったという相談が最近多く寄せられています。

までお安く提供している商品があります」と言われ、「子どもがいるので」と断ったが、少しかだけ話を聞いてほしいと言われ、10分ほど説明を受けた。1カ月で1,500円も安くなると聞き、言われたとおりタブレットに個人情報を入力した。後日、サーバーが届き、契約内容を十分に確認したところ、レンタルではなく購入契約だった。契約前に購入契約という説明はなかった。また、30日間解約可能と販売員から聞いたので、電話で解約したいと業者に伝えたら、サーバーの購入代金を請求された。

マイナンバーカードに関する手続きの休日開庁日

マイナンバーカードの受け取りや電子証明書の更新などの関連手続きが休日にできるよう、日曜日に開庁日を設けています。令和6年度の開庁日は以下のとおりです。受け取りを希望する人は予約をお願いします。
◎ 6月9日(日)、9月8日(日)、12月8日(日)、来年3月9日(日) 9:00~12:00
申 受け取り希望日の2開庁日前までに、交付通知書(はがき)の番号を準備して、インターネットか予約専用ダイヤルで
問 ・市民課(1階) ☎561-2344、FAX561-2492 ・予約専用ダイヤル(☎561-0185、平日9:00~16:00)



令和6~8年度 4月から介護保険料が変わります

問介護保険課(1階) ☎561-2369、FAX561-2480

介護保険制度は、介護が必要になった人が安心して介護サービスを利用できるように、社会全体で支え合う制度です。市でも今後ますます高齢化が進み、要介護認定者が増えることで、介護サービスを利用する人の増加が予測されます。介護保険料は、介護サービスなどの利用実績と将来の見込みから、費用を積算し、3年ごとに改定しています。
 今年度の介護保険料は、6月中旬にお知らせします。
■介護保険料
 保険料は、所得などによって段階があり、基準額に対する割合が異なります。今期(令和6~

8年度)の保険料の基準額は月額6,498円(年額78,000円)であり、前期から変更はありません。ただし、所得段階(12段階→13段階)や、各所得段階の基準額に対する割合(0.3から1.9→0.285から2.4)は、国の定めるとおり見直しましたので、一部の段階の人を除き、保険料額が変更になります。詳しくは、4月1日(月)以降に、市ホームページでご確認ください。
■介護保険制度改正のお知らせ
 介護報酬の改定に伴い、サービス利用料の変更などがありました。詳しくは、6月上旬以降に、市ホームページか介護保険課にあるパンフレットをご覧ください。

